

小牧市議会議案第 1 2 4 号

(仮称) こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例について

地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定による上記の条例制定の請求があり、これを受理したので、同条第 3 項の規定により意見を付して議会に付議する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日提出

小牧市長 山 下 史守朗

提出理由

この案を提出するのは、地方自治法に基づく条例の制定の請求を受理したので、意見を付して付議するため必要があるからである。

(仮称) こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、再開発ビル「ラピオ」内に整備予定の(仮称)こども未来館整備計画(以下「未来館整備計画」という。)の是非に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は、未来館整備計画の是非に関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、小牧市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、直近の市長・市議会議員補欠選挙と同時に執行するものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18才以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第2項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者(投票日(第7条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。)まで引き続き本市に住所を有していない者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、未来館整備計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立てて代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(投票所における投票)

第7条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(情報公開)

第8条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければならない。

3 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、住民投票に付する事項についての賛成意見及び反対意見を公平かつ中立に扱わなければならない。

4 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、その他投票の条件に関わる情報の提供に努めなければならない。

(住民投票運動)

第9条 住民投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 住民投票運動は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第10条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第11条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表するとともに、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果を斟酌しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

意見書

平成30年12月7日、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名数2,411人を上回る9,241人の連署をもって、（仮称）こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例制定の直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

1 これまでの経緯と市の考え方

まず、（仮称）こども未来館整備計画について、これまでの経緯と市の考え方をご説明申し上げます。

本市は、平成26年3月に策定した第6次小牧市総合計画新基本計画において、将来都市像を実現するための3つの都市ビジョンとして、「こども夢・チャレンジNo.1都市」「元気創造都市」「支え合い共生都市」を掲げました。

平成27年5月には、これからの未来を担うこどもの夢への挑戦をまち全体で応援をすることで、こどもを中心に世代を超えて市民がつながり、あたたかく支え合う、誰もが暮らしやすい魅力と活力あるまちを目指して、「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を行いました。

そして、これを踏まえて、平成28年3月には、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現するため「小牧市地域こども子育て条例」を制定したり「こどもの貧困対策」を強化するなど、本市の強みである「充実した子育て環境」を、さらに着実に進化させるべく、さまざまな取組を実施してまいりました。

プラネタリウムがある中部公民館1・2階にあった児童センターと中央子育て支援センターの狭隘化きょうあいの問題につきましては、平成27年2月の市長選のマニフェストにおいても「手狭になっている子育て支援センターを整備し子育て相談への対応を充実するとともに、中央児童館機能を強化します」として私の公約にも掲げております。

また、平成27年3月に策定しました「小牧市子ども・子育て支援事業計画」においても、児童センターと中央子育て支援センターが狭隘化しているため、総合的な子育て支援施設の整備を検討することとしております。

さらに、平成29年3月に教育委員会が策定した「小牧市教育振興基本計画」においても、こどもが多様な体験をしながら伸び伸びと成長できる

環境づくりとして、（仮称）こども未来創造センターの整備を目指すこととされ、その一部の機能を（仮称）こども未来館で担っていくこととされております。

一方、再開発ビルラピオにつきましては、平成28年6月にファニチャードームが撤退を表明した後、平成28年6月30日に、ラピオを管理する小牧都市開発株式会社から、ラピオの再構築にあたり「こども子育て」を施設コンセプトとし、公共施設の導入検討の要請がありました。これを受けて、ラピオ内に整備するこども関連施設の具体的な検討が始まり、こども・子育て会議において委員の意見をお聞きしながら進めてまいりました。

その後、平成29年4月にラピオの1階、2階から平和堂が撤退することが発表されましたが、新図書館建設については、新小牧市立図書館建設審議会からの答申を尊重する形で新図書館の建設場所をA街区とすることとなりました。

あわせて、再開発ビルラピオの再構築にあたり、狭隘化が問題となっておりました中部公民館内の児童センター及び中央子育て支援センターをラピオ内に移転・拡充することにより、こどもが主役となる拠点として、また、小牧市の子育て支援の中核施設として、ラピオの空床に（仮称）こども未来館を整備することとしたものであります。

この（仮称）こども未来館は、本市の子育て支援の中核施設として「こどもの夢への挑戦を応援する施設」「こどもを中心に世代を越えて市民がつながる施設」「子育て・子育ての中核となる施設」を目指しており、まさに「こども夢・チャレンジNo.1都市」として、次世代の地域を担うこどもたちの様々な体験や学び、チャレンジを地域全体で応援するための核となる施設になることを目指しております。

また、（仮称）こども未来館の整備は、新図書館建設と小牧駅周辺整備と合わせ、駅前再開発が頓挫し長年放置されてきた中、これまで魅力が少くないと言われてまいりました中心市街地の再生、活性化の鍵を握る市民待望の施設として大きな役割を担っているものと考えております。

まちの活性化には5年、10年と長い年月がかかります。同時に、そのスタートにあたっては、まちづくりの核となる施設が必要であると言われております。人が集まる核をつくり、人の流れが変わり、これまで来なかった人たちが来るようになることによって、徐々にその周辺にも飲食店やおしゃれなお店などが増えていき、にぎわいが生まれていくということ

す。小牧駅前のような核になる施設として、新図書館建設と駅周辺整備とともに、（仮称）こども未来館を一体的に整備することにより、小牧に訪れていただいた方々に、教育・子育てを含めた本市の充実した都市環境を、市内外へ広く発信したいと考えております。

この施設を訪れる方々に、こども夢・チャレンジNo.1都市宣言が掲げる「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」であることを実感していただき、小牧で子育てをしたいと思っただけの方が増えれば、高齢者福祉政策と並んで本市の最重要課題である、若年世代・子育て世代の本市への定住促進にもつながっていくものと期待しております。

なお、（仮称）こども未来館整備計画については、基本構想策定のプロポーザル、基本設計・実施設計委託の予算審議の際に、こうした市の考え方をご説明申し上げ、市議会においても必要な予算を認めていただき、また、基本構想策定のためのパブリックコメント、基本設計、実施設計策定時にも市議会にご説明し、適正な手続きにより進めてきたものであります。

2 小牧市条例制定請求書の要旨について

次に、本請求の要旨について、事実認識の相違及び意見の相違が5点ありますので、意見を申し上げます。

1点目として、『「平和堂が撤退した場合、図書館をラピオに入れることも一つの選択肢」と言う答弁をしています』とありますが、この内容は正確ではありません。

実際の答弁では「新図書館を導入することや他の公共施設を導入することも選択肢として考えられる」と答弁しており、他の公共施設も含め、あくまでも可能性として答弁したものです。

2点目として、『山下市長は市民に意見も聞かず「新図書館は駅西A街区ありき」で進めてしまいました』とありますが、この内容も正確ではありません。

新図書館の建設については、住民投票後、市議会から設置要望のありました市民や専門家で構成した新小牧市立図書館建設審議会を設置し、およそ1年間、17回にわたる非常に丁寧かつ慎重な審議の上、平成29年2月に提出された答申を尊重し、市の直営の図書館として、事業を進めているものであります。

建設位置についても、審議会においてラピオ内も含め複数の候補地について、想定事業費も含めた比較資料を丁寧に説明した結果、A街区がよいという委員が多数を占め、その結果、A街区新設がよいという意見が多数であったとの答申をいただいたものであります。

3点目として、『そのために無理をして、（仮称）こども未来館を整備することになったのが実情ではないでしょうか』とあります。「そのために」とは、「図書館をラピオに入れさせないために」という意味だと思われれます。しかし、この記述は事実と異なる内容であります。

新図書館と（仮称）こども未来館の建設位置については、審議会からの答申を尊重する形で新図書館の建設場所をA街区とする考えを固めた後、ラピオ内の市の所有する床部分について、空床を埋めるためにはテナントを誘致するか、市が公共的に活用するしか方法がない中で、テナント誘致が非常に厳しい状況であることから、公共的な活用として平和堂撤退後の2階の一部も含めて（仮称）こども未来館をラピオ内に早期に整備することとなったものであります。なお、（仮称）こども未来館整備計画の正確な経緯等については、先ほどご説明申し上げたとおりであります。

4点目として、『「近くにあって、子どもが自分の足で通える施設でなければ利用しにくい。」という市民の意見が多数です』とあります。

しかし、児童館の利用者アンケートでは、篠岡地区や北里地区の児童からも「早く利用したい」といった期待する声を多数いただいております、遠くて利用しにくいといった意見は1つもありませんでした。

なお、本市では児童館は中学校区ごとに整備をしており、小牧中学校区には小牧児童館があることから、同じ小牧中学校区にある児童センターは本市の子育て支援の中核施設として、中央児童館として位置付けており、学区内のみならず、市内はもとより、市外からの利用も想定しております。

5点目として、『（仮称）こども未来館整備構想は、第6次小牧市総合計画にもなく、市長のトップダウンで進められており、市民には十分知らされていません』とあります。

（仮称）こども未来館整備計画は、第6次小牧市総合計画新基本計画の3つの都市ビジョンに基づくもので、児童センター、中央子育て支援センターの狭隘化の解消と機能拡大を目的に、「子ども子育て支援事業計画」や「教育振興基本計画」において位置づけられている計画であります。

また、基本構想や設計業務にあたっては、児童館の利用者アンケートで

ニーズを確認し、児童館運営委員会やこども・子育て会議において意見をお聞きし、事業を進めております。

市民への周知につきましても、基本構想や基本設計が完了した時点で広報こまきにも掲載するとともに、基本構想策定や設計のためのワークショップを開催し、随時その経過を市のホームページで公開しております。

以上、本請求の要旨について5点を指摘いたしました。このように、事実に基づかない内容を記して署名活動が行われたことは大変遺憾であり、議員ならびに市民の皆様には事実をご確認いただきたいと思います。

3 (仮称) こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例について
次に、本住民投票条例について意見を申し上げます。

まず、条例第1条には、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」とあります。しかし、(仮称) こども未来館整備計画は、市議会においても必要な予算を認めていただくなど、適正な手続により正に「民主的かつ健全」に整備計画を進めてきたものであり、第1条に規定された条例制定の目的自体が適切でないと考えます。

また、第1条及び第2条では「(仮称) こども未来館整備計画の是非に関し、市民の意思を明らかにするため、住民投票を行う」と規定していることから、市民の代表である市議会のこれまでの議決を否定するものであります。

次に、第4条第1項において、「住民投票の期日は、直近の市長・市議会議員補欠選挙と同時に執行する」と規定していますが、現在、市長選に立候補を表明している2人の候補は、(仮称) こども未来館を推進する立場と反対する立場に分かれております。

また、第8条第2項では、「市長は、情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければならない」と規定しています。これでは、市議会においても必要な予算を認めていただきながら、適正な手続により進めてきた(仮称) こども未来館の整備計画について、中立性の保持の名のもとに、市民へ周知する機会を奪うことになりかねません。

次に、第5条第1項第1号において、投票の資格者を「投票日において年齢満18才以上の日本国籍を有する者」と規定しています。しかし、(仮称) こども未来館は、児童館の位置付けであり、その利用者は18歳未満

の児童と児童に同伴する保護者が主体でありますことから、仮に住民投票を行ったとしても、18歳以上の市民のみの投票では、利用者を含めた市民の意見を、正しく反映することにはならないと考えます。

次に、第6条第2項において、「未来館整備計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載」と規定されており、賛成と反対の選択肢が示されています。

しかし、「賛成」「反対」の理解が市民によって様々であり、これらの表記だけでは、多くの市民は、（仮称）こども未来館整備計画のこれまでの経過の全てを無かったことにすると理解すると思われれます。仮にそうだとすれば、あまりに乱暴に過ぎる条例であると考えます。

整備自体には賛成で、計画内容の一部に反対であった場合であっても、（仮称）こども未来館の整備そのものに賛成か反対かと誤って記載してしまうことも想定されます。もし、そうなることと全く正反対の意思を示すことになることから、投票者の本当の意思が反映されない結果を生じるおそれがあります。選択肢は誰もが誤解を生ずることなく、理解できるものでなければならぬと考えます。

次に、第9条第1項において、「住民投票運動は、自由とする」と規定し、第2項に「住民投票運動は、投票日の前日までとする」と規定していますが、開始の期日が規定されておりません。住民投票は直近の市長選と同時に執行することとしていることから、市長選挙の告示前に住民投票運動が行われることとなります。これでは、市民が、住民投票運動を事実上の選挙運動と受け止める可能性があり、市民の混乱を招く恐れがあります。次に、本条例には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。条例第1条には、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い」とし、第12条には、「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定していることを合わせて考えますと、どれだけの市民の投票行動を得て市民の声を聴いたと考えるのか、住民投票が成立する要件として、最低投票率に関する規定を設ける必要があると考えます。

また、「賛否いずれか過半数の結果を^{しんしゃく}斟酌しなければならない」と規定していますが、最低投票率に関する規定がない中で、仮に1票でも反対が上回れば、市民の代表である市議会のこれまでの議決を否定することになりかねません。これはあまりにも乱暴で、市政の安定、継続性を損い、市

政に混乱をもたらすものと考えます。

4 最後に

意見書の最後となりますが、(仮称)こども未来館整備計画は、老朽化・狭隘化している児童センターの問題、早急な対応が必要なラピオの空床問題、また長年放置されてきた小牧駅前再開発の問題の解決を図っていく上で大変重要な計画であります。

また、(仮称)こども未来館は新図書館建設、小牧駅前周辺整備を合わせて総合的に小牧駅前の再生、活性化を図るために、ラピオの空床問題も考慮しつつ、議会にも予算をお認めいただき、適正な手続により進めてきたものであります。

そして、中部公民館にあった中央子育て支援センターは、子育て世代包括支援センターとしてラピオ内に移転オープンし、児童センターは(仮称)こども未来館の2期事業として、すでに設計も完了し、ラピオ内での整備を待つ状況にあります。

また、その後の中部公民館1階には、当初予算で議決をいただいた「こまき新産業振興センター」の整備について、小牧商工会議所とともに準備を進める中、すでにセンター長の公募面接による選考も終えており、2階には、待機児童解消のため、9月議会に補正予算をお認めいただき、今定例会にも設置条例案を提出しております「小牧市立小規模保育園こすも」を整備する計画が進んでいます。

このように、これまで積み重ねてきた多くの議論や、すでに多くの関係者とともに進んでいる計画を踏まえることなく、(仮称)こども未来館整備の是非のみを問う住民投票は、市政に混乱と停滞を招くものであると考えております。

全体の状況を総合的に議論せず、仮に今、(仮称)こども未来館整備のみを否定した場合、ラピオの空床や、小牧駅前のA街区はじめ周辺整備の今後、開設を待っている児童センターの整備はどうなるのでしょうか。誰がどのように判断してどう進めることになるのでしょうか。

住民投票制度は、あくまでも議会制民主主義を補完するもので、市民一人一人の意思を確認する必要に真に迫られた時に、適切な選択肢を示した上で、最終手段として行われるべきであって、十分に慎重になるべきと考えております。

法定署名数を大きく上回る連署をもって直接請求がありましたことは、重く受けとめますが、先に申し上げたように多くの事実の誤認に基づいて行われた請求であり、条例案にも多くの問題があります。

このような問題をはらむ住民投票を多大なコストをかけて実施するのではなく、現在、市長選に立候補を表明している候補者が市長選で正々堂々と政策論争をし、市民の審判を仰げば、市民の意思を確認することは可能であると考えております。

そして、全ての市民が市政の様々な問題を熟知し、その都度判断をしていくということは、現実的には不可能です。市議会と市長が、広い視野と高い見地から問題を調査検討し、様々な角度から議論を重ね、総合的に判断、決定し、施策を進めていくこと、それが現在の地方自治制度の根幹である議会制民主主義の姿であります。

(仮称) こども未来館整備計画は、今日の地方自治制度の根幹である議会制民主主義に基づき、市民の代表である市議会において議論を尽くして決定したものであります。

ここで前に進む決断をしないと、老朽化した魅力に乏しい図書館、放置されたままの小牧駅前状況、狭隘化し移転再開を待っている児童センター、これらは、10年先、20年先も変わらないということになりかねません。これ以上の問題先送りは絶対にすべきではないと考えております。

議会も市長も、市民の代表として、市の様々な課題を議論し、解決し、より良いまちづくりを進める責任を負っており、市民のために、まさに市民の代表として、ここで責任ある判断をしなくてはならないものと考えます。

以上のことから、私は、小牧市長として、「(仮称) こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例」は制定すべきではないと、強く訴えるものであります。

平成30年12月11日

小牧市長 山下 史守朗

